

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	農村振興局整備部防災課	連絡先	03(3501)3747
所管する業務の概要	・農用地、農業用施設に関する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること ・農地の保全に係る海岸の整備等及び地すべり防災事業に関すること		

1. 基本的な心構え・行動	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>・接遇研修に全員が参加し接遇レベルの向上に努めた。 ・課内の意見を聞きながら課の基本方針「親切・丁寧・正直をモットーとする業務実施について」をとりまとめ課内で共有している。 ・課内で週初めに定例打合せを行い、業務内容を確認している。また、班長会、係長会など様々なレベルで勉強会を実施し参加している。</p> <p>・地方公共団体、土地改良区等からの政策提案について意見交換を行う場合には、相手の意見の背景等も十分に考慮し丁寧な回答を行っている。</p> <p>・本年7月に、防災課の事業概要パンフレット（施策説明資料）を作成しホームページ（HP）で公開している。 ・HPで公開している事業概要パンフレットは、目次のあとに「逆引き」として事業目的から事業を検索できるようにするなどの工夫をしている。また、入省1年目の者にチェックさせることによりわかりやすい表現とした。</p>	<p>・来客者に対してさらに親切な対応が必要、接遇研修やマニュアルを活用しレベルアップを図っていく。</p> <p>・省全体の勉強会にも積極的に参加していく。</p> <p>・地方公共団体との会議や地方公共団体、土地改良区等からの政策提案について、引き続き、次年度の制度改正等に反映させることを検討していく。</p> <p>・農林水産省のHPから防災課のHPにアクセスするのが難しいとの懸念があったことから、防災課のプレスリリース時には防災課HPのリンクをつけることとする。 ・各担当ごとHP内容を再点検し、新着情報を掲載するとともに、既に掲載された内容についてもわかりやすさ、情報の新鮮さ等に配慮して更新する。</p>

2. 政策・事業等の企画立案・推進	
<p>・ 現在行っている取組や工夫</p> <p>・ 地方農政局等の意見を聞きながらとりまとめた基本方針「本省と地方農政局等との円滑かつ活発なコミュニケーションの推進」に基づき、地方農政局等との会議では地方農政局等から出された課題・提案等をテーマとして意見交換を行う。特に開催頻度が年1回程度の会議においては原則として意見交換の場を設けることとしている。</p> <p>・ 地方組織で独自に説明会が行われるよう、新制度については途中段階でも情報提供し、現場での影響を聞き取っている。また、立案までに至った経緯がわかるように制度立ち上げの経緯や問答集をとりまとめ地方農政局等へ提供し説明している。</p> <p>・ 局横断的なテーマである耐震対策についての勉強会（調査官・補佐クラス）を実施している。</p>	<p>・ 点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>・ 課長会議、担当者会議において活発な意見・情報交換が行われている。引き続き良好なコミュニケーションが保たれるように転入者等に対して基本方針を課長から面談等を通じて周知する。また、次回以降の会議でも地方農政局等の意見を聞き改善すべき点があればさらに改善する。</p> <p>・ 今後とも、必要に応じて効率的に説明会、勉強会を実施する。</p>

3. リスク管理	
<p>・ 現在行っている取組や工夫</p> <p>・ 危機管理体制として、課内及び地方農政局等との連絡網を作成し、緊急時の速やかな報告・連絡体制を整備している。</p> <p>・ 平成21年度から大規模災害時の緊急派遣体制を整備した。</p> <p>・ ヒヤリハットの事例をメールで課員全員に配信し情報を共有し、自己の業務に置き換えて点検している。</p> <p>・ 問題発生後、長期間を要すれば要するほど事態は悪化するとの経験を踏まえ、個別地区の問題など、悪い情報はできる限り早く本省に上げるよう地方農政局等に要請している。</p>	<p>・ 点検によって得られた課題とその改善策</p> <p>・ 東北、中国、九州、近畿地方の災害において早い時期から職員等を現地に派遣するなどの対応を行っている。</p> <p>・ 災害現場での活動をさらに円滑化するために職員が乗車した車が災害派遣車であることを明示することとした。</p> <p>・ ヒヤリハットの報告が現在まではないが、本当に事例がないか検証が必要。確認月間中に課員に再度周知した。</p> <p>・ 定期的に地方農政局等に悪い情報を早く上げるよう要請していく。</p>

4. 食の安全に関する取組	
<p>・ 現在行っている取組や工夫</p>	<p>・ 点検によって得られた課題とその改善策</p>
<p>(※該当する組織のみ記載。該当がない場合は(4)食の安全に関する取組の欄を削除し、(5)その他の重要な取組を(4)に繰り上げてください。)</p> <p>-----</p> <p>・ この1年間に、担当する業務について「食の安全」を脅かす事件等は発生していない。 (担当業務) 農業生産基盤の整備を通じて、人の健康をそこなうおそれのある農作物が生産されることを防止することを目的とする事業「公害防除特別土地改良事業」「水質保全対策事業」「国営総合農地防災事業(水質障害型)」を実施している。</p>	<p>-----</p> <p>・ 「食の安全」を脅かす事件等が発生するおそれがある場合には、速やかに本省へ報告するよう農政局に要請する。</p>
5. その他の重要な取組	
<p>・ 現在行っている取組や工夫</p>	<p>・ 点検によって得られた課題とその改善策</p>
<p>-----</p>	<p>-----</p>